

適正な競争の観点から再考する債権譲渡制限特約 —中小企業金融のための新しい民事法学の端緒として—

慶應義塾大学 名譽教授・武藏野大学 名譽教授
池田 真朗

はじめに
2017年の民法（債権関係）改正（2020年4月1日施行）により、債権は譲渡制限（禁止）特約付きであっても譲渡自体は有効にできることになつたが（民法466条2項）、一方で、制限特約について悪意または過失のある譲受人に対しては債務者が履行を拒み譲渡人（元の債権者）に弁済ができるという、一定範囲で譲渡制限特約も有効とする規定も置かれた（同条3項）。債権譲渡による資金調達取引を推進すべきとしていた筆者らは、その折衷的な改正の結果、改正後も債権譲渡による資金調達はあまり増加し得ないの

ではないかと予測していたのであるが（注1）、実際、施行後5年を経過した段階で、大企業の債権流動化においても、中小企業の債権譲渡担保においても、予測が当たつた形になつているようである（注2）。

実務界では、それでもなお現状の譲渡制限特約肯定の規定のもとで何とか債権譲渡による資金調達を進展させようとする方向性が模索されているのだが（注3）、実は世界的にみると、そもそも商取引の債権一般については、債権譲渡制限特約を、現時点では例えば米・独・仏とも渝つて商法典で排除しているという事実がある（この点がこれまで十分に知られていないかつて）。

た。これについては本稿で概要を紹介し、別稿で詳論する）。

しかもその排除の理由は、売掛債権等の適切な活用というだけでなく、ようやく我が国でも議論になり法改正に至つた、下請法（取適法）的な発想で、適正な競争の阻害の禁止などの理由で排斥しているのである。

しかしながら、周知のように、日本では商事関係の法律には債権譲渡の規定が全く置かれておらず、もっぱら民法典のみが債権譲渡の規律を引き受けている（債権関係）改正は、譲渡制限特約を（その効力を弱めたとはいえ）、債務者（多くは力関係の強い大企業等）の取引先固定の利益の保護などという理由を挙げて温存した。つまり、こと

債権等の譲渡担保による資金調達のケースでは、発注企業（支払債務者）が大企業で、納入企業（売掛債権等の債権者）が中企業というパターンが大多数の状況が顕著であるにもかかわらず、その当事者の「力関係」の検討が、ほとんどみられなかつた。いうまでもなく、債権譲渡制限特約は、もっぱら債務者のほうが強い場合に付されるのである。

それなのに、2017年民法（債権関係）改正は、譲渡制限特約を（その効力を弱めたとはいえ）、債務者（多くは力関係の強い大企業等）の取引先固定の利益の保護などという理由を挙げて温存した。つまり、こと

地域活性学会島根県浜田市研究大会 金融部会セッション（第17回研究会）

「地域経済エコシステムにおける信用保証協会の役割とは」
—事業性融資の本格実施で求められる

信用保証協会と地域金融機関の連携強化—

小野 拳、小野 浩幸、日下 智晴、山口 省藏



日時…2025年9月7日
場所…島根県立大学
テーマ／登壇者…

〔第一部 島根県信用保証協会の取組み〕

小野 拳（島根県信用保証協会経営支援統括役）

〔第二部 モニタリング機能高度化と信用保証協会〕

小野 浩幸（山形大学大学院教授・金融部会部会長）

〔第三部 事業性融資と地域活性の今後〕

日下 智晴（日下企業経営相談所代表・金融部会副部会長）

山口 省藏（金融経営研究所所長・金融部会副部会長）

コーディネーター…

文責…藤木 秀明（日本大学）

開会挨拶

小野（浩） 簡単にこのセッションの趣旨について説明します。

金融部会で今注目しているのは、事業性融資推進法が2026年度に施行されることに伴う地域金融の変化です。事業性融

資は、経営者保証などの人的担保や不動産などの物的担保にとらわれない融資手法で、事業承継しようとする事業者や大きく事業を成長させたい事業者にとっての福音とされています。ところで、緊急コロナ融資の償還が始まり、懸念していた倒

産件数が足元で増えてきている状況です。そのため、金融機関に対する倒産等の予兆管理を可能とするモニタリング機能のさらなる高度化が政府から求められています。そのなかで、単に債務を代位弁済することを超えて信用保証協会の果たすべき機能が期待されています。

この2つの状況は、地域金融機関が地域企業の経営内容をしっかりと把握し融資等に反映でききる仕組みができるかどうかに依存するという点で共通しています。我々は、このような「地域企業－地域金融機関－信用保証協会」の三者による仕組みを



小野 浩幸 氏

地域経済エコシステムの一端と考えます。地域活性学会では、地域の中にある地域経済エコシステムで果たす信用保証協会のあり方を本日のテーマにしたいと思っています。

開催地である島根県は、過疎化の面での全国の注目すべき課

今月の解説

遺言制度の改正動向

—デジタル遺言が解禁される世界

司法書士法人F&Partners 司法書士

北詰 健太郎・浅野 真弘

はじめに

超高齢社会である日本では、相続発生時における円滑な遺産承継の実現が課題となっています。円滑な遺産承継の実現のために有効な制度として、遺言制度があり注目が集まっている。

わが国の遺言制度は自書によるものや公正証書によるもの等、いくつかの方式が存在するもののすべて書面によつて作成されることが前提となつてゐる。一方、我々を取り巻く社会情勢ではデジタルファーストの考え方のもと、行政手続を含む

あらゆるもののがデジタル化される傾向にある。

このような背景のなか、20

下、「本部会」という）において議論が続いている。

本部会における議論は現在（2025年10月時点）も継続しており不確定な要素も多い

が、遺言制度の見直しは銀行の実務に大きな影響を与えたた

め、2025年7月15日の本部会第11回会議において取りまと

められた「民法（遺言関係）等

の改正に関する中間試案」（以

下、「中間試案」という）の内

容を中心に、法制審議会での議

論の内容や予想される銀行実務

に与える影響について解説を行

う。

うと思われる所以、その要綱を示されたい」（諮問第125号）という諮問がなされ、「法制審議会（遺言関係）部会」（以

遺言制度改正の法制審議会における議論の流れ

法務大臣からの諮問を受け2024年4月から本部会において主にデジタル遺言の制度創設とその他改正事項についての調査審議が開始した。本部会では遺言制度の利用状況等の現状調査、デジタル遺言における遺言者の真意確保、偽造・変造の防止（真意性・真正性の担保）とともに、いかに熟慮を促して軽率な判断による作成を抑止するか、また、2020年より施行された自筆証書遺言書保管制度にならって、デジタル遺言の保管制度の要否をいかようにも考えられるか等が検討された。こうした検討を重ねるなかでデジタル遺言制度の骨格が形成され、2025年7月15日の本部会第11回会議において、デジタル遺言について大きく甲案・乙案・丙案の3案の提案と現行の遺言方式の見直しを含む中間試案がとりまとめられた。中間試案は、同

取引先へのサポート力を向上させる 取適法入門

第1回 取適法の目的と規制概略

阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士

松田 世理奈

まつだ・せりな●経産省・公取委での勤務を経た後、「企業取引研究会」の委員として下請法（取適法）改正に関与。独禁法、取適法、M&A、知財法を専門とする。主な著書に『全訂版 ビジネスを促進する独禁法の道標』（共同編著：第一法規、2023年）、『Q&A フリーランス法の基礎と対応—取引適正化と就業環境整備の実務』（共著：中央経済社、2025年）がある。

2026年1月から、「下請代金支払遅延等防止法」（以下、「下請法」という）は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、「取適法」という）と改称されました。取適法では、中小企業への業務委託の取引適正化を図るために、従来の下請法の適用範囲を拡大し、規制内容を強化しています。

取適法の遵守は、製造業、コンテンツ産業、ソフトウェア産業、卸売業、小売業など、様々な業種において求められます。

本連載では、製品・サービスのサプライチェーンのあり方と密接に関連する法律である取適法について、ビジネスの観点からわかりやすく解説します。

第1回では、まず、取適法の目的と、同法がどのような取引行為を規制するものなのかという概略について説明します。

一 取適法の目的

「取適法」の正式名称は前記のとおりで、「中小受託取引適正化法」と略称され、それをさられています。ここで「おや?」と気づいた読者もいるかもしれません。法律の正式名称には、「取適正化」という文言は入っていません。略称には「取適正化」の文字が取り込まれ、通称に至っては、もはや正式名称が一文字も入っておらず、「取引適正化」という文言を縮めたものとなっています。

名は体を表すとはよくいったもので、この通称こそが、取適法の目的を示していると考えます。つまり、取適法の目的は、大企業が事業の一部をアウトソース（業務委託）する場面において、受託する中小企業との取引適正化を図ることにあります。大企業は、中小企業よりも交渉力が強いため、その交渉力の格差を利用して中小企業に不当な不利益を押しつけたりしないように、取適法に沿った適正な取引が義務づけられています。

二 取適法の概要